(その1)

収支報告書

平成26 年分
(　　開催分)

(ふりがな)　いしんのとう　しゅうぎいんみえけんだいいちせんきょくしぶ

1 政治団体の名称　維新の党　衆議院三重県第１選挙区支部

2 主たる事務所の所在地　三重県津市大門6-1

3 代表者の氏名　松田　直久

4 会計責任者の氏名　田屋　敏彦

事務担当者の氏名

伊藤　俊哉

(電話)　059-246-7737

(電話)

(電話)

(電話)

受付 第 27.7.16 三重県選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	松田　直久
公職の種類(現職・候補者の別)	衆議院議員(候補者等)
公職の候補者の氏名(２人目)	
公職の種類(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(３人目)	
公職の種類(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合２つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合２つめ以降の期間)

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	3,250,195
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	3,250,195
支出総額	2,831,270
翌年への繰越額	418,925

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　(ア + イ)	0	

(その５)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
日本維新の会　本部	750,183	H26/8/1	大阪市中央区島之内1-17-16	
維新の党　本部	900,000	H26/10/24	大阪市中央区島之内1-17-16	
維新の党　本部	1,600,000	H26/12/25	大阪市中央区島之内1-17-16	
この頁の小計	3,250,183			
合　　計	3,250,183			

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件10万円未満のもの	12	
合　　計	12	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	400,000		
(2) 光熱水費	50,455		
(3) 備品・消耗品費	0		
(4) 事務所費	262,975		
小計	713,430	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,117,840	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	906,000		
イ 宣伝事業費	1,211,840		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	2,117,840	0	
合計	2,831,270		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
8月電気代	12,130	H26/8/12	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	
9月電気代	9,811	H26/9/8	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	
10月電気代	10,030	H26/10/10	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	
11月電気代	9,360	H26/11/11	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	
12月電気代	9,124	H26/12/11	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	
この頁の小計	50,455				
その他の支出	0				
合計	50,455				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
8月分家賃	50,000	H26/8/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部３５番１１号	
9月分家賃	50,000	H26/9/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部３５番１１号	
10月分家賃	50,000	H26/10/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部３５番１１号	
11月分家賃	50,000	H26/11/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部３５番１１号	
12月分家賃	50,000	H26/12/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部３５番１１号	
この頁の小計	250,000				
その他の支出	12,975				
合計	262,975				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
				機関誌発行	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
機関誌印刷	378,000	H26/8/20	有限会社神田印刷	三重県津市高茶屋小森上野町１３２３-１	
機関誌印刷	378,000	H26/11/15	有限会社神田印刷	三重県津市高茶屋小森上野町１３２３-１	
８月機関紙発行データ管理	30,000	H26/8/31	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
９月機関紙発行データ管理	30,000	H26/9/30	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
１０月機関紙発行データ管理	30,000	H26/10/31	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
１１月機関紙発行データ管理	30,000	H26/11/30	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
１２月機関紙発行データ管理	30,000	H26/12/31	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
この頁の小計	906,000				
その他の支出	0				
合計	906,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝広報費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
8月ホームページ管理料	30,000	H26/8/31	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
9月ホームページ管理料	30,000	H26/9/30	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
10月ホームページ管理料	30,000	H26/10/31	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
11月ホームページ管理料	30,000	H26/11/30	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
12月ホームページ管理料	30,000	H26/12/31	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35-11	
この頁の小計	150,000				
その他の支出					
合計	150,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝自動車リース料・維持費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
８月分街宣車リース代	30,000	H26/8/31	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
８月分街宣車用音響・スピーカーリース代	10,000	H26/8/31	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
９月分街宣車リース代	30,000	H26/9/30	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
９月分街宣車用音響・スピーカーリース代	10,000	H26/9/30	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
１０月分街宣車リース代	30,000	H26/10/31	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
１０月分街宣車用音響・スピーカーリース代	10,000	H26/10/31	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
１１月分街宣車リース代	30,000	H26/11/30	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
１１月分街宣車用音響・スピーカーリース代	10,000	H26/11/30	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
１２月分街宣車リース代	30,000	H26/12/31	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
１２月分街宣車用音響・スピーカーリース代	10,000	H26/12/31	株式会社　ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153番地1	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				ポスター印刷費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
A1ポスター製作費	861,840	H26/12/20	日本コラージュ株式会社	三重県津市高茶屋小森町2680-7	
この頁の小計	861,840				
その他の支出					
合計	861,840				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年　7月　14日

政治団体の名称　維新の党　衆議院三重県第１選挙区支部

会計責任者の氏名　田屋　敏彦

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２７年　７月　１３日

維新の党 衆議院三重県第１選挙区支部

代表　松田　直久　殿

登録政治資金監査人 中田康一 ㊞

登録番号　第　859　号

研修修了年月日　平成21年 3月 25日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法(以下「法」という。) 第１９条の１３第１項の規定に基づき、維新の党 衆議院三重県第１選挙区支部の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った 。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、維新の党 衆議院三重県第１選挙区支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

維新の党 衆議院三重県第１選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、維新の党 衆議院三重県第１選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上